

# ほうじん 鳥栖



2020  
第95号  
9/15



URL <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/tosu/>  
E-mail [tosu-ho@kurume.ktarn.or.jp](mailto:tosu-ho@kurume.ktarn.or.jp)

佐賀県重要無形民俗文化財

## 綾部八幡神社旗上げ・旗下ろし神事 (みやき町)



### 日本最古の気象台

綾部八幡神社旗上げ神事は、毎年7月15日に行われる神事で、幅1尺、長さ1尺2寸の麻で織った神旗を長さが18mある竹の先につけ、神旗が地上から30メートルの高さになるように社前の樹齢700年の銀杏の樹に木登りができる締め込み姿の男衆3名により取り付けられます。

7月15日から秋分の日の翌日に行う旗下ろし神事の日まで旗のなびき具合を、宮司が毎日朝夕観察・記録し、32通りの巻き方を参考に、風雨の襲来や農作物の豊凶を占います。

綾部八幡神社上の鳥居（元禄14年建立）に、「旗が巻いて、風の具合を知らせる。旗が開いて、神の下す幸である豊穰を示す。一尺二寸其の旗を高く掲げる」という意味の銘があります。

(みやき町観光協会ホームページより) 綾部八幡神社：三養基郡みやき町大字原古賀2338

- ◆ 佐賀県重要無形民俗文化財「綾部八幡神社旗上げ・旗下ろし神事」…01
- ◆ 第8回定時総会…02
- ◆ 鳥栖税務署 署長就任あいさつ…03
- ◆ 緊急経済対策における税制上の措置…04・05
- ◆ 税務署からのお知らせ…06
- ◆ 令和2年度税制改正の概要…07・08
- ◆ 会員企業紹介、新規会員紹介…09
- ◆ スタートアップ教育研修会…10
- ◆ お知らせ(会員ゴルフ大会ほか)…11
- ◆ 法人会福利厚生制度…12

# 第8回 定時総会 (令和2年5月21日 木曜日)

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が5月14日に解除された一週間後の21日(木)14時から鳥栖法人会第8回定時総会をホテルビアントスで開催。

開催にあたり、来賓はご招待せず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため出席者は全員マスクの着用、ソーシャルディスタンスを保つため椅子2席分けて着席などの対策を取っての開催でした。また、毎年総会前に開催していた「公開講演会」は延期としました。

## 定時総会鳥栖法人会



出席者は間隔を空けての着席

橋本会長ご挨拶

第8回定時総会は、出席会員38名、委任状503名の合計541名と総会員数の2/3の定足数条件を満たして開催。古賀義治副会長の開会のことば、橋本健男会長の挨拶に続いて、早速議案審議が行われた。

**第1号議案** 令和元年度決算承認の件

**第2号議案** 現行定款変更の件

**第3号議案** 常勤役員に対する役員報酬承認の件の3議案について異議なく可決承認決定された。また報告事項で令和元年度事業報告並びに令和2年度事業計画・収支予算について理事会で承認された旨の報告説明がなされた。この後、令和元年度功労者表彰が行われ、最後に牟田正明副会長の言葉で閉会した。

**【功労者表彰】** (敬称略)

○全国法人会総連合会長表彰

伊東 和孝 (有)トーワインダストリー  
吉原 俊樹 (有)大阪屋

○佐賀県法人会連合会会長表彰

中村 忠昭 (株)昭和電設工業  
原 佳彰 (株)原組  
牟田 彰三 (有)フジクラ

○鳥栖法人会会長表彰

福山 和彦 (株)アイテク

○鳥栖法人会会員増強表彰 (3社以上)

藤永 正広 (有)フジショウ  
鳥飼 善治 鳥飼建設(株)  
橋本 健男 (株)ハシモト保険センター

○鳥栖法人会福利厚生制度表彰

支部表彰：中原支部、上峰支部  
推進表彰：森田 賢一 (大同生命)

## 定時総会鳥栖法人会



### 令和元年度 貸借対照表 (単位：円)

科目	平成30年度	令和元年度	増減
流動資産	5,909,979	5,543,027	△ 366,952
固定資産	12,349,319	12,349,319	0
資産合計	18,259,298	17,892,346	△ 366,952
流動負債	196,130	127,140	△ 68,990
固定負債	0	0	0
負債合計	196,130	127,140	△ 38,990
負債及び正味財産	18,259,298	17,892,346	△ 366,952



## 着任の ご挨拶

鳥栖税務署長 林 清貴

本年7月の定期人事異動により、鳥栖税務署長を拝命いたしました林でございます。

まずは、この度の「令和2年7月豪雨」で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、災害からの1日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、私、鳥栖税務署の勤務は初めてですが、当地は、筑後川・脊振山系の自然と、吉野ヶ里遺跡をはじめとする歴史的文化遺産に恵まれ、また、鉄道や国道、高速自動車道などの交通の要衝として多くの企業、工場が進出するほか、その利便性からベッドタウンとしての機能も併せ持つなど、文化、経済、交通の中心地として更に発展が期待されています。

このような素晴らしい地で勤務する機会を得たことを大変光栄に思っています。

このような素晴らしい地でご活躍されている、公益社団法人鳥栖法人会並びに会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

鳥栖法人会におかれましては、各種研修会や講

演会の開催のほか、地域イベント等での税の啓発冊子の配布など、税知識の普及及び納税意識の高揚に努められるとともに、地域のための社会貢献活動などにも熱心に取り組まれております。

また、全国的に会員数の減少が懸念される中、鳥栖法人会におかれましては、一致団結して会員の増強に取り組まれ、令和元年度においては会員数の純増を果たされたと伺っております。

これらはひとえに、橋本会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であると心から敬意を表する次第であります。

昨年10月には、消費税率10%引上げとともに、軽減税率制度が実施されましたが、制度の周知・広報及び説明会の開催等につきましては、格別なるご理解、ご協力をいただいた結果、大きな混乱もなく順調に推移しているところです。

本年は、新型コロナウイルス感染症が、生活や仕事に多大な影響を及ぼしており、これまでと異なる生活や仕事の環境、状況が一変しています。

さらに、第2波、第3波に備えての様々な準備や対応、そして新しい生活スタイルの実践が求められているところですが、今後も税務行政に対しまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鳥栖法人会の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝と事業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

### 鳥栖税務署幹部職員等紹介

(令和2年7月10日) 敬称略

役 職 名	旧		新	
	氏 名	新任 役 職 名	氏 名	前任 役 職 名
署 長	小嶋 理江	福岡国税局 課税第二部 調査管理課長	林 清貴	福岡国税局 課税第二部 消費税課長
総 務 課 長	中島 賢道	(留任)	中島 賢道	(留任)
総 務 係 長	吉原 譲	(留任)	吉原 譲	(留任)
管理運営・徴収部門 統括官	池田 孝之	福岡国税局 徴収部 管理運営課 主査	山田真由美	西福岡税務署 管理運営第三部門 統括官
個人課税第一部門 統括官	福田 雅代	(留任)	福田 雅代	(留任)
個人課税第一部門 統括上席	峯 恵子	福岡国税局 総務部 会計課 総務係長	沢田 史哉	長崎税務署 個人課税第一部門 記帳指導推進官
個人課税第二部門 統括官	長 浩二	香椎税務署 資産課税第二部門 統括官	横山 公江	福岡税務署 個人課税第五部門 統括官
法人課税部門 統括官	辻 憲二	博多税務署 審理専門官(源泉所得税担当)	永松 秀章	長崎税務署 法人課税第二部門 統括官
法人課税部門 上 席	山田 昌子	(留任)	山田 昌子	(留任)

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
  - （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
    - ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
    - ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
  - （注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

## 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

## 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 <b>事業用家屋と構築物</b> を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 <b>中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの</b>
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

## 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

## 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) <b>住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）</b> ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) <b>既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）</b> ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

## 9 その他の項目

### ・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

### ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

### ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人  
**全国法人会総連合**  
〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6  
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



## 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得稅の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ

令和2年4月（令和2年5月29日更新）

### 問 1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。
- このやむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。
  - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
  - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
  - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
  - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

### 問 2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。
- つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

### 問 3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

- 法人税や消費税、源泉所得稅に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

### 問 4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております\*。  
このため、当初の申告期限以降に、申告書を出す場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。
    - ※ 源泉所得稅においては、納付を行う際に所得稅徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。
  - この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。
    - ※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされますので、納付をする場合は期限にご注意ください。
- (注) 延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納稅についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続きが必要になります**ので、まずは、各国税局の国税局猶予相談センターにお電話にてご相談ください。

# 令和2年度 税制改正の概要

令和2年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されましたので改正点の概要について紹介します。詳細は、税務署または税理士にお尋ねください。

## I 法人税関係

### 1. オープンイノベーション促進税制の創設

企業が新たな分野に投資するなど事業革新を推進する手段のため、イノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働する取り組みを税制面から促すため創設されました。一定のベンチャー企業の株式を出資の払込（中小事業者1,000万以上）により取得した場合には、その株式取得額の25%相当額の所得控除が認められます。

適用時期：令和2年4月1日～令和4年3月31日まで。

### 2. 交際費等損金不算入制度の適用期限の延長等

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例対象法人に対して資本金による除外規定が設けられました。

①中小法人について、その支出した交際費等の額のうち定額控除限度額（800万円）まで損金算入ができる特例（下記②の特例と選択適用可）

②法人の支出した交際費等について、その支出した交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%までを損金算入できる特例。

適用時期：令和2年4月1日～令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用。

### 3. 小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の延長

中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の特例について以下の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

①対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数を500人以下改正前：1,000人以下に引き下げ。

②対象法人から連結法人を除外

適用時期：令和2年4月1日～令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用。

### 4. 地方創世応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創世応援税制（企業版ふるさと納税）について、手続きの抜本的な簡素化・迅速化のほか、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合を3割から6割に引き上げた上、適用期限が5年延長されました。

①税額控除割合を6割（改定前：3割）に引き上げ

②個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換（認定手続を簡素化）

③寄附時期の制限を大幅に緩和（地域再生計画の認定後にも寄附の受領を可能とする）

適用時期：令和2年4月1日～令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用。

## 5. その他の法人税関連の改正

- (1) 地方拠点強化税制の見直し
- (2) 連結納税制度の見直し
- (3) 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し
- (4) 大企業の給与等の引上げ及び設備投資の促進に係る税制の見直し



## II 所得税関係

### 1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため寡婦（夫）控除が見直されます。

#### ①未婚のひとり親に対する税制上の措置

婚姻歴や性別にかかわらず、同一生計の子（総所得金額の合計が48万円以下）を有する単身者（所得500万円以下）については「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。

②①以外の寡婦について引き続き寡婦控除として控除額27万円が適用され、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円以下）が設けられます。

※なお、ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は適用対象外となります。

③個人住民税についても同様の改正が行われます。（ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円）。

適用時期：①②に改正は、令和2年分以後の所得税について、③の改正は、令和3年分以後の個人住民税について適用されます。

### 2. その他の所得税関連の見直し

- (1) NISA（少額投資非課税）制度の見直し
- (2) 居住用財産の譲渡特例の適用と住宅ローン控除の適用の見直し
- (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設
- (4) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算制等の特例の創設

## III 消費税関係

### 1. 法人に係る消費税の申告期限の延長の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1カ月延長する特例が創設されます。（延長された期間の消費税の納付については、利子税を併せて納付します。）

適用時期：令和3年3月31日以後終了する事業年度末日の属する課税期間から適用されます。

### 2. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入れ税額控除制度等の適正化等



## 江見製袋 株式会社

【所在地】佐賀県鳥栖市田代大官町856

【TEL】0942 - 82 - 2968

【FAX】0942 - 83 - 2956

【HPアドレス】emiseitai.co.jp

【資本金】5,000万円 【従業員数】17名

【営業種目】果実用掛袋、出荷袋製造販売

祖父の江見勘太郎が福岡の展示会で足踏み動力の製袋機を見つけたことがきっかけで大正15年8月個人創業。果樹増産の時代で近隣に果樹園も多く要望もあった事から果実袋専業となります。当時先進地だった福島への袋掛け実習に生産者を招待、雨に強いぶどう袋「エースバック」の発売、支柱が不要な育苗袋ダイヤキャップをタキイ種苗様ルートで全国販売、袋掛け効率のいい連続ぶどう袋、最近では温暖化に対応する遮熱桃袋などお客様に喜ばれる商品を開発。昭和48年にはぶどう出荷に便利な「紙ゼロ三角袋」を発売、未だに売れているロングセラー商品です。

【経営理念】くだものづくりのパートナーとして笑顔（えみ）を広げます

【基本姿勢】お陰様の気持ちを忘れず創意工夫でベストを尽くします。の精神で100周年を目指します。



代表取締役  
江見 登吉



## 株式会社 アイテク

【所在地】佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1750-1

【TEL】0952 - 52 - 3003

【FAX】0952 - 52 - 6492

【HPアドレス】itec-eco.jp

【資本金】1,500万円 【従業員数】20名

【営業種目】印鑑材料・ゴム印台木製造、  
コーヒー焙煎・カフェ事業

1937年祖父福山末次が鹿児島での丁稚奉公を終え、佐賀県三田川村にて福山印材工場を創業。材料は鹿児島県で250年以上にわたり植林生産されている伝統的な「薩摩つげ」を使用。地元の親戚を集め手作業でカンナをかけながら印材を製造し、九州・中国・四国を範囲に直接ハンコ屋さんへ売り歩いていた。1988年父福山和彦が機械化を進め作業効率を向上させると共に販路を全国の間屋さんへと拡大し、北海道から沖縄まで全国で流通しており同素材のシェアは業界トップである。2018年三代目として福山徹が社長就任後、デジタル化の推進による印章業界の危機を感じコーヒー事業部を立ち上げた。吉野ヶ里町にOK COFFEE Saga Roasteryを開店以来、多くのお客様に好評を博している。主な取り扱い商品は自家焙煎コーヒー豆・コーヒーやタピオカ飲料・カリタのコーヒー器具などコーヒーに関わる一式をご提供している。

【経営理念】全ての人の未来をカタチづくる企業であり続ける。



代表取締役  
福山 徹



鳥栖法人会では「会員紹介」のページを募集しています。掲載ご希望の方0942-82-5400までご連絡下さい。

令和2年2月～令和2年7月

## 新規会員紹介

事業所名	代表者	住所	業種
株式会社 松田建設	松田 剛	上峰町大字前牟田1330	建設業
株式会社 J・ベース	陣内 巧	神崎市神埼町姉川2350	建設業
株式会社 ヒノデ電工	境 芳浩	神崎市神埼町神埼268-20	電気・水道工事業
株式会社 タイコウ物流 九州支店	上田 真二	吉野ヶ里町石動1318-1	運送業
株式会社 JTB 佐賀支店	山田 聡	佐賀市中央本町1-10ニュー寺元ビル内	旅行業
一般社団法人 ミルキーウェイ	寺澤 友子	鳥栖市本鳥栖町633-10 ザ鳥栖タワー20 206	障害福祉

\* 入会ありがとうございました。

## 令和2年度 スタートアップ教育研修会



毎年4月上旬に開催していた今年度の新入社員を対象とした「スタートアップ教育研修会」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期し、7月21日（火）に開催した。開催にあたっては、3密をさけるため、例年1日での受講時間を半日に短縮し、午前の部、午後の部と2回に分けての開催とした。研修内容は「電話対応・コミュニケーションマナー（講師：黒田彩氏）」「仕事に差がつく整理術（講師：舟木澄江氏）」。受講者は49名（25社）。鳥栖商工会議所他と共催。

## 県連便り 佐賀県連 厚生委員会

3月13日に開催予定であった県連厚生委員会は、新型コロナウイルスの影響で急遽延期となり、7月28日（火）にようやく開催となった。鳥栖法人会より、中村忠昭委員長、宮原章彦副委員長、小田専務理事が出席。委員会では平川哲夫県連厚生委員長から「新型コロナウイルスの影響で、協力3社も在宅勤務・自宅待機など通常の営業活動ができていないので、キャンペーンも4、5月は厳しいスタートとなった。6月以降についても営業自粛の影響もあり、引き続き厳しい状況が想定されることから、全法連では新たに奨励施策が追加された。目標達成に向け役員の皆様の協力をお願いしたい。」と挨拶があった。その後、協力3社（大同生命、AIG、アフラック）より今年度進捗状況、事業計画について説明が行われた。



## 法人会入会のおすすめ（会員募集）

全国440の法人会が、それぞれの地域でさまざまな活動を行っており、“自らの向上”と“社会への貢献に参加する喜び”を共に分かち合える仲間を募集しています。是非、未加入企業の入会勧奨をお願いします。

### 鳥栖法人会は……

- ビジネスにも役立つ多彩な出会いのチャンスを提供します。  
（各種研修会や会員交流会など）
- 地域に密着した貢献活動で社会のお役に立っています。  
（各支部ごとのイベントに参加）
- 著名な講師による講演会やインターネットセミナーを開催しています。
- 企業の人材教育や経営支援のための各種研修会を開催しています。
- 会員企業だけでなく経営者や従業員個人も利用できる福利厚生制度がそろっています。  
（経営者大型総合保障制度、ビジネスガード、がん保険など）

### 若手経営者向けの青年部会……

青年部会は、次世代を担う若手経営者及び幹部社員が柔軟な発想と行動力で税や経営について学び、地域社会へ貢献することを目指します。（管内小学校を対象に青年部会員が講師となって租税教室を実施しています。）

### きめ細やかな女性部会……

女性部会は、女性ならではのきめ細やかさ、優しさをもって企業経営の健全な発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的としています。（小学生を対象とした絵はがきコンクールの実施や県内女性部会の交流を図る視察研修会への参加など多彩な事業を展開しています。）



お知らせ **第22回**

# 会員親睦ゴルフ大会

日時：10月27日(火) 9時00分スタート～

場所：佐賀カントリー倶楽部  
(みやき町白壁2785)

プレー費：11,700円(セルフ9,000円)

参加費：法人会会員 2,000円

競技方法：ダブルペリア方式  
(ハーフにて順位決定)

参加定員：80名

賞品：全員に参加賞(表彰式なし)  
優勝、2位～10位 飛び賞  
ブービー賞、ブービーメーカー賞、  
ベストグロス賞、レディース賞、  
ニアピン賞ほか多数用意して  
います。

◎会員親睦と情報交換、健康増進を目的に開催  
します。申込は事務局まで。

TEL 0942-82-5400 FAX0942-84-0143



私たちの暮らしと税金 税金ってな～に? 税金の使い道は?

# 第13回 タックス・フェア (税金展)

全国で実施される「税を考える週間(11月11日～17日)」の事業として、平成20年より実施している「タックス・フェア(税金展)」を今年も下記のとおり開催します。

税知識の啓発と納税意識の高揚とともに税金の使われ方など広く一般のかたに理解を深めていただくことを目的に開催します。奮ってご来場ください。

日時 11月14日(土) 13:00～16:30

会場 フレスポ鳥栖1階ウエルカムコート

入場 無料

内容 税金クイズ 1億円サンプル展示  
各種税金パネル お楽しみ抽選会  
税の無料相談等

## 実行委員募集

当日は法人会役員、会員のみなさま  
のご協力をお願いします。

ご協力いただける方は事務局まで。

電話：0942-82-5400



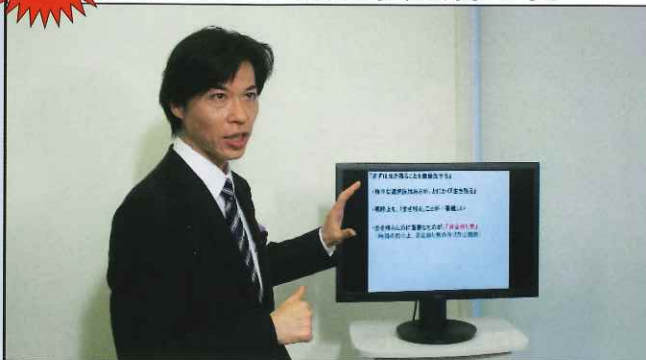
## 鳥栖法人会より無料インターネットセミナーのご案内

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **鳥栖法人会** で **検索**

### 現在配信中のオススメセミナー

オススメ

コロナショックを乗り越える!  
中小企業の資金繰り術



財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一

	セミナー名	講師	分数
経理・税務・財務	会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
	簿記の基礎が9割わかる動画セミナー (第1回 簿記の目的と経営成績)	石川 和男	35分
一般経営	雇用調整助成金で危機を乗り越えよう! 申請書類作成のポイント	荒木 康之	61分
	新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様への支援策	井手 美由樹	60分
研修・人材育成	テレワーク時代のスタンダード 「Zoomミーティング」活用セミナー	岩見 誠	22分
	相手を不快にさせない 言葉遣いの実践講座	池田 泰美	51分

視聴用ID・パスワードは

会員ID:hj3503 パスワード:5400

※ID・パスワードを入力することにより、全コンテンツ約600本のセミナーがご覧いただけます。

公平税制の実現につとめる鳥栖法人会

さあ、保険の新次元へ。

**T&D** 保険グループ

# かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人のように、力をあわせて働く小さな会社。

実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。

そうした会社だからこそ生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り……

つまり、いくつものかけがえのない物語。

大同生命は経営者向け保険のパイオニアとして、

これまで、これからの、中小企業の経営を、

事業承継を、万が一のときの存続を、支えていきたいと思ひます。

現在、ご契約いただいている企業数は約37万社。

この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さでもあります。

多くの会社に、より大きな安心をお届けするために、

私たちに挑戦を続けます。



37万社の中小企業を支える責任。

**DJIDO** 大同生命

佐賀支社 鳥栖営業所/佐賀県鳥栖市元町1246-6(保険第一ビル3F) TEL 0942-82-8238

企業の繁栄を図る鳥栖法人会